

令和8年7月 30 日

放課後児童クラブ代表者 様

那覇市こども政策課長

令和9年度児童募集及び利用調整等にかかる留意事項について(通知)

平素より、本市放課後児童健全育成事業にご尽力いただき感謝申し上げます。

本市の児童クラブ入所申込は、各児童クラブにて受付・利用決定を行っており、市ホームページにて児童募集にかかる申込受付期間等を掲載しています。

児童募集及び利用調整等においては、下記の留意事項を確認のうえ対応していただくとともに、「那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の基準に沿った利用人数等の設定を行うようお願い申し上げます。

記

1 対象児童について

那覇市内に住所を有し、その保護者が労働等により昼間家庭にいないこどもや、保護者の疾病・障がい、介護・看護等により昼間家庭での養育ができない小学生。

2 優先利用の対象について

下記の対象について、ご配慮いただきますようお願いいたします。

- ・ひとり親家庭
- ・低学年の児童など、発達程度の観点から配慮が必要と考えられる児童
- ・生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)
- ・主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ・虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
- ・児童が障がいを有する場合
- ・保護者が育児休業を終了した場合
- ・兄弟姉妹(多胎で生まれた者を含む。)について同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合
- ・その他(保護者の疾病・障がい、介護・看護等)

3 入所にかかる提出書類について

(1)放課後児童クラブ入所申込書(各児童クラブの様式を使用してください)

(2)保護者の状況を証明する書類(次ページ以降の表 1～6 のいずれかに該当する書類)

※父、母それぞれ証明書等が必要です。

※保護者以外の同居している親族の入所要件にかかる書類の提出は不要です。

※各種証明書は、申請日より 3 カ月以内に証明されたものを受理してください。

保護者の要件	提出書類	備 考
1 就労 (自営業含む)	就労証明書 (様式 1) ※令和6年度より、 新様式となっています	・こども家庭庁の定めた標準的な様式(簡易版)を使用してください。 - また、押印は不要といたしますが、これまで同様、必ず勤務先の事業者が作成した証明書を提出するよう保護者へ周知してください。 (就労先事業者等は無断で作成した場合は刑法上の罪に問われる場合があります。) ・自営業の場合もこちらの様式をご使用ください。 ・育児休業復帰予定として申し込む場合は、入所月の翌月 1 日までに復職すること(翌月 1 日が勤務先の休みに当たる場合は、翌営業日)が条件となります。 ※入所申し込み時に育児休業期間の分かる就労証明書を、復職後に復職したことが分かる就労証明書を提出するよう案内してください。
2 求職活動中	求職活動申立書 (様式 2)	・入所後、3 か月を過ぎても就労せず、優先順位の高い(就労している等)児童が入所希望している場合は退所となる旨、保護者へ周知してください。 ※家庭の状況変化により他の要件を満たしている場合は、継続利用が可能となりますので、詳細を聞き取りの上、手続きを案内してください。
3 就学	在学証明書など	—
4 保護者の 疾病、障がい	診断書または障害者 手帳の写しなど	—
5 看護・介護	看護・介護申立書 (様式 3)	—

6 出産	親子健康手帳の写し	・産前は「<u>出産予定日より遡って 6 週間前に該当する月の初日から、産後は出産日から 8 週間を経過した月の末日まで</u>」入所できます。(すでに児童が入所している場合は上記期間中の継続入所可能。入所していない場合は、上記期間中の新規入所可能。) ※母親が産後で家庭にいる期間において、父親が育児休業等を取得した場合(父親・母親ともに家庭にいる場合)であっても、「<u>出産日から 8 週間を経過した月の末日まで</u>」は入所が可能です。 ・産前は「<u>親子健康手帳(表紙及び分娩予定日のページ)の写し</u>」を、産後は「<u>親子健康手帳(出生届出済証明のページ)の写し</u>など出生日のわかるもの」を提出するよう案内してください。
------	-----------	---

4 育児休業にかかる留意事項

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生や、保護者の疾病、出産等により養育を受けられない小学生に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業となっております。

本市におきましては、保護者が産後 8 週間を経過した月の末日以降に育児休業となった場合は、保護者による家庭での養育が可能な状況とみなし、児童クラブ入所の対象外としております。急な退所案内となることがないように、年度内に育児休業期間に入る予定の対象者には事前に説明をお願いします。

ただし、家庭の状況の変化により他の要件(疾病、障がい、看護・介護等)を満たしている場合は、継続利用が可能となりますので、詳細を聞き取りの上、手続きを案内してください。

※保護者の育児休業が終了し、就労復帰する場合は優先利用の対象となるようご配慮ください。

5 利用の募集開始等にかかる留意事項

【(1)～(4)については放課後児童クラブ運営指針解説書 84～86 ページより抜粋】

(1)放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童クラブの利用の募集に当たり、適切な時期に様々な機会を活用して広く周知を図ることが必要です。その際には、利用に当たっての留意事項の明文化、入所承認の方法の公平性の担保等に努める必要があります。

(2)放課後児童クラブの利用を希望する保護者等に対しては、必要な情報を提供することが求められます。

- (3)利用の開始に当たっては、説明会等を開催し、利用に際しての決まり等について説明することが求められます。
- (4)特に新 1 年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、こどもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められます。
- (5)同一小学校区内の児童クラブは、各クラブ間で連携し、各々の定員や募集時期、申し込み状況の把握に努め、利用に関する調整を行ってください。また、保護者等から校区内の空き状況の問合せ等があった場合は、最新の情報の提供に努めてください。
- (6)放課後児童クラブ以外の放課後の過ごし方(放課後子ども教室、児童館等)の情報提供も積極的に行ってください。

6 利用人数等の設定について

「那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」において、専用区画の面積は 1 人につき 1.65 平方メートル以上、1 支援の単位を構成する児童の数はおおむね 40 人以下、放課後児童支援員の数は支援の単位ごとに 2 人以上配置することと定められています。

この条例で定める基準は最低基準となっており、事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運用の質を向上させるよう努めなければならないとされております。

児童の心身の健やかな育成の観点から、適切な利用人数を設定していただきますようお願いいたします。

7 個人情報提供に関する同意について

個人情報の保護に関する法律において、個人情報取扱業者は個人データを第三者へ提供する場合に、あらかじめ本人の同意を得ることが求められています。

したがって、各クラブにおかれましては、本市への情報提供にあたり、入所申込書等であらかじめ本人の同意を得ておくようお願いいたします。

(記載例)

「利用者及びその保護者の情報を必要に応じて那覇市に提供することに同意します」

<連絡先>

那覇市こども政策課 育成環境グループ

電話:861-2110、FAX :917-0106